

第10条 (最高裁判所の規則)

この法律に定めるもののほか、決定の告知及び補償の払渡しの方法その他補償の実施に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

本条に基づいて、最高裁判所は、1992(平成4)年7月20日、少年の保護事件に係る補償に関する規則(少年補償規則。平成4年最高裁判所規則第8号)を定めている。

(山下幸夫)